

岩手県告示第322号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成31年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成31年4月5日

2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 釜石市箱崎町第9地割26番、28番及び29番地先水面

(2) 区域 別紙図面のとおり。

(3) 面積 1,976.48平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成30年1月9日岩手県指令漁港第604号

5 埋立地の所在市町村 釜石市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。